

建設業における上限規制について

令和6年4月1日から建設業にも労働時間上限規制が適用されます



厚生労働省奈良労働局監督課

上限規制の内容は既に説明させていただきましたので、ここでは、建設業における労働基準法の適用や、現場間の移動時間の扱い等、少し角度を変えた説明をさせていただきます。



問題点の整理

労働基準法の適用単位

労働基準法の適用は「企業」単位ではなく、「事業場」単位
となります。

事業場とは？



工場、鉱山、事務所、店舗のような一定の場所において関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体をいう

つまり

場所的に独立した工場、店舗などの単位で適用となります

3 6 協定などの届出も事業場単位での届出が必要となります。



では、建設現場は店舗や事務所のように事業場になるのでしょうか

現場事務所があって、当該建設現場において労務管理が一体として行われている場合は、建設現場が事業場になります。

この場合、建設現場が工場や事務所と同じように扱われます。
つまり、**事業場になります。**

比較的大規模な建設現場がこれに当てはまります。



現場事務所がなく、当該建設現場において労務管理が行われていないような小規模な建設現場はどのような扱いになるのでしょうか



現場の直近上位の組織（例えば本社、統括事務所）での適用となります。



建設業での労働時間管理について



建設現場における労働基準法適用の特徴

現場事務所を設けて当該現場の労務管理を行っている場合は、現場単位での労働基準法の適用となる

建設現場は「有期事業」であり、工事が完了すると事業場が消滅する

建設業における時間外及び休日労働協定（36協定）

労働基準法適用単位の建設現場は、現場ごとに36協定を現場を管轄する労働基準監督署へ届出する必要があります。

建設現場は有期事業であるため、工期が1年未満であることが多々ありますが、その場合においても現場ごとに36協定を届出いただく必要があります。

問題 1

1人の労働者が複数の建設現場で仕事をする場合

A 工事現場：工期が4月1日から8月31日

B 工事現場：工期が9月1日から12月31日

労働者Cは 工事現場が終了した後、 工事現場での仕事に従事

、 とも事業場として36協定を締結



この場合、
での時間外労働時間数が、
での時間外労働時間数に通算されるのでしょうか

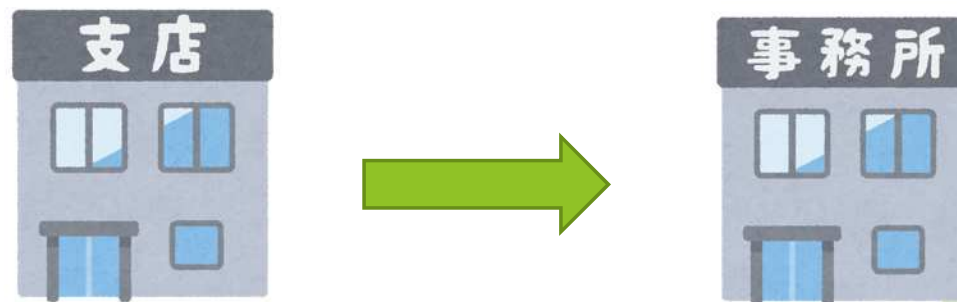


での36協定上限時間を見るうえで、
での時間外労働時間も通算して計算しなければならないのかという疑問が生じます

基本的には通算されません。

**建設業以外の業種における A 支店から B 支店への
転勤のような場合も同じ扱いになります。**

ただし、例外があります。



労働時間が通算されない事項

(1) 限度時間〔法第36条第3項・第4項〕

労働時間を延長して労働させることができる時間は、原則として、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えないように協定で定める必要があります。この限度時間は、1か月について45時間〔42時間〕、1年について360時間〔320時間〕とされています。

〔 〕内は対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制をとる場合

(2) 特別条項を設ける場合の延長時間等〔法第36条第5項〕

当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に(1)の限度時間を超えて労働させる必要がある場合には、特例として、1か月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間(通常協定(一般協定)で定めた時間を含め100時間未満)、1年について労働時間を延長して労働させることができる時間(通常協定(一般協定)で定めた時間を含め720時間以内)並びに労働時間の延長時間が月45時間〔42時間〕を超えて労働させることができる月数(年6か月が限度)を協定で定める(特別条項付き協定)ことにより、限度時間を超えて労働させることが認められます。

例 外

時間外労働時間が通算されない事項

(3) 36協定の定めに従って労働させる場合の実労働時間数の上限
〔法第36条第6項〕

使用者は、36協定で定めた内容に従って時間外・休日労働を行わせる場合であっても、次の3つの要件を満たさなければなりません。

坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務については、時間外労働は1日2時間以内
1か月(単月)における時間外労働時間数と休日労働時間数の合計が100時間未満
36協定の対象期間におけるいずれの2か月間ないし6か月間における時間外労働時間数と休日労働時間数の合計が、1か月当たりの平均で80時間以内



～ は、特別条項によらない月にも適用されます。



～ に違反すると、罰則の対象(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)となります。

ポイント

時間外労働時間が通算されない事項は、「事業場におけるお定められた時間外労働の上限」を定めたもの、通算される事項は、「労働者個々人における時間外労働の上限」を定めたものと理解してください。



通算されない



通算される

問題 2

上限規制の例外規定

災害の復旧・復興の事業については、「月100時間未満、2～6か月平均80時間以内」の規制（労働基準法第36条第6項の規定が適用されません

この場合についても、労働基準法第36条第3項、第4項、第5項については適用がありますのでご注意ください。

